

令和7年度人流データを活用した観光地分析業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、主に国内観光客の来訪地や発地、属性、周遊情報等が把握できる人流データを活用し、第3次観光戦略の策定やデスティネーションキャンペーン等の実施に係る準備を進める本市において、分析結果に基づいた観光戦略の策定や受入体制の強化、効果的かつ効率的なプロモーション展開等を図ることを目的とする。

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

次に掲げる業務を行うこととし、詳細については発注者と受注者が協議し、調整の上、決定する。このほか目的達成のために必要な業務を追加し、委託料の範囲内で実施することは妨げない。

(1) 人流データ分析ツールのライセンス提供

ア 内容

スマートフォンの位置情報等を元にした人流データについて分析できるツールを提供すること。なお、人数等のデータは、許諾を得たスマートフォン利用者の位置情報等の実数を基に算出した推計値とし、個人情報の秘匿処理を行うこと。

イ ツール構成

(ア) WEBブラウザ上で利用できるダッシュボードツールであり、期間中は常に情報を閲覧ができること。

(イ) ログインはID、パスワード等で管理すること。

(ウ) システムライセンス（アカウント）数は2団体以上が利用できるように準備すること。

ウ 計測箇所数

計測する箇所について、東近江市内外の施設又は地域を80箇所以上指定できるようにすること。また、契約期間内の指定箇所の変更について、1回以上対応できるようにすること。

エ 計測箇所の選定

本市と協議の上決定することとする。なお、施設の選定において、指定するメッシュの単位は最小30m以内又は30m以内の範囲を指定できることとし、併せて広範囲での設定を行うことができること。

オ データの更新

受注者が持つ最新のデータの確認、分析ができるようにすること

カ 閲覧データ対象期間

選定した施設データに関し、比較検証を行うため少なくとも前年度以前のデータが閲覧できること。

ケ 分析機能

少なくとも次の機能を有し、かつ、施設を同時にクロス（複数軸）で分析ができること。

- (ア) 指定した施設来訪者の人数を表示するもの。
- (イ) 指定した施設来訪者の居住地(市区町村単位まで)を表示するもの。
- (ウ) 指定した施設来訪者の属性(性別・年代)を表示するもの。
- (エ) 指定した施設２地点間の周遊者数を訪問前後別に表示するもの。
- (オ) 指定した施設来訪者の日帰り・宿泊比率、宿泊先を表示するもの。
- (カ) 指定した施設の時間帯ごとの滞在者数・昼間平均滞在時間等を表示するもの。

コ データのダウンロード

各データについて、CSV は Excel 形式でダウンロードができるようにすること。

サ 利用開始日及び利用期間

契約締結後、発注者と調整の上速やかにシステム利用を開始できるようにすること。なお、利用期間はシステム利用開始日から本契約が終了する日までとする。

シ 問合せ業務

必要に応じて操作・設定方法、製品情報等に関する機能的・技術的な質問に対して、電話又はメールにて対応すること。

(2) 伴走支援の実施

ア 内容

発注者が自ら人流データを分析できるよう、ツールの使用や分析に関する研修等を開催すること。

イ 開催回数及び開催時期

開催回数は発注者と調整の上、設定すること。なお、(1)-シの記載のとおり、機能的・技術的な質問については随時対応すること。

ウ 受講対象者

システムを利用可能な者で、希望する者を対象者とする。

エ 開催形式

原則として対面で行うこととし、セミナーに係る一切の準備、運營業務を行うこと。

(3) 収集した情報の分析

ア 分析の内容

(1)-ケ各号に記載の分析内容等（クロス分析含む）を基本とし、市全体における現状の課題や傾向といった総括や、市内施設又は地域における課題及び傾向等をレポート形式で発注者に提出すること。このとき、受注者が持つ独自の調査結果等を併せて使用することは妨げない。なお、市内施設又は地域に関する分析における箇所設定は、発注者と協議の上で決定するが、5箇所程度を基本とする。

イ 著作物の取扱い

提出されたレポートに係る著作権については、著作人格権を除き、発注者に帰属し、事前の通知や追加の許諾を得ることなく、自由に使用できること。また、著作

人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

4 成果品

(1) 納品物

ア 人流データ分析ツールライセンス（2アカウント以上）

イ 操作・分析マニュアル（PDFデータ又は動画データ）

ウ 分析結果報告レポート（PDFデータ又はMicrosoft Officeデータ）

(2) 納品場所及び問合せ先

東近江市商工観光部観光物産課 担当：地家

TEL 0748-24-5662 IP 050-5801-5662 FAX 0748-23-8292

MAIL kanko@city.higashiomi.lg.jp

5 その他留意事項

- (1) 受注者は、事業実施の経費に充てるために委託料の前払を必要とする場合は概算により発注者へ委託料を請求することができる。
- (2) 前項の概算払を実施した場合、業務完了後に委託契約額を確定し、概算払により受注者に支払った委託料に残額が生じれば受注者は発注者に残額を返還すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令又は各種基準を遵守すること。
- (4) 受注者は、業務を円滑に遂行するため発注者と連絡を密にすること。
- (5) 本業務の履行の結果、受注者の責めに帰すべき理由により発注者に対し損害を与えた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定すること。